

審議会運営上の申し合わせについて（案）

1 環境審議会の公開及び傍聴時のルールについて

(1) 会議は原則公開とします。

(根拠 中野区環境審議会規則第4条第4項)

審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(2) 審議会開催時のルールについて

録音、録画、写真、ビデオカメラ、写真機能付き携帯電話等による撮影は原則不可とします。ただし、審議会が許可した場合はこの限りではありません。

2 議事録について

(1) 事務局は議事録作成のため、レコーダーで録音します。

(2) 委員の方に議事録（案）を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。

(3) 議事録は会議資料も含めホームページで公開します。

(4) 議事録の発言者氏名は原則として記載します。